

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

郡山市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県郡山市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年4月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の内容 ※	郡山市は、定期の予防接種及び新型インフルエンザ等の予防接種（以下「予防接種」という。）の実施事務に関し、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種の実施対象者の把握、通知（郵便等によるほか、マイナポータルのお知らせ機能を利用） ・予防接種の予診票及び接種履歴等の管理 ・予防接種の支払いに関する事務 ・予防接種の事故報告に関する事務 ・予防接種の副反応報告に関する事務
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	母子保健情報管理システム	
②システムの機能	・予防接種対象者及び未接種者の抽出 ・予診票入力 ・予防接種台帳管理 ・医療機関への支出台帳作成 ・実績報告帳票作成	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（	☒ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム2～5

システム2

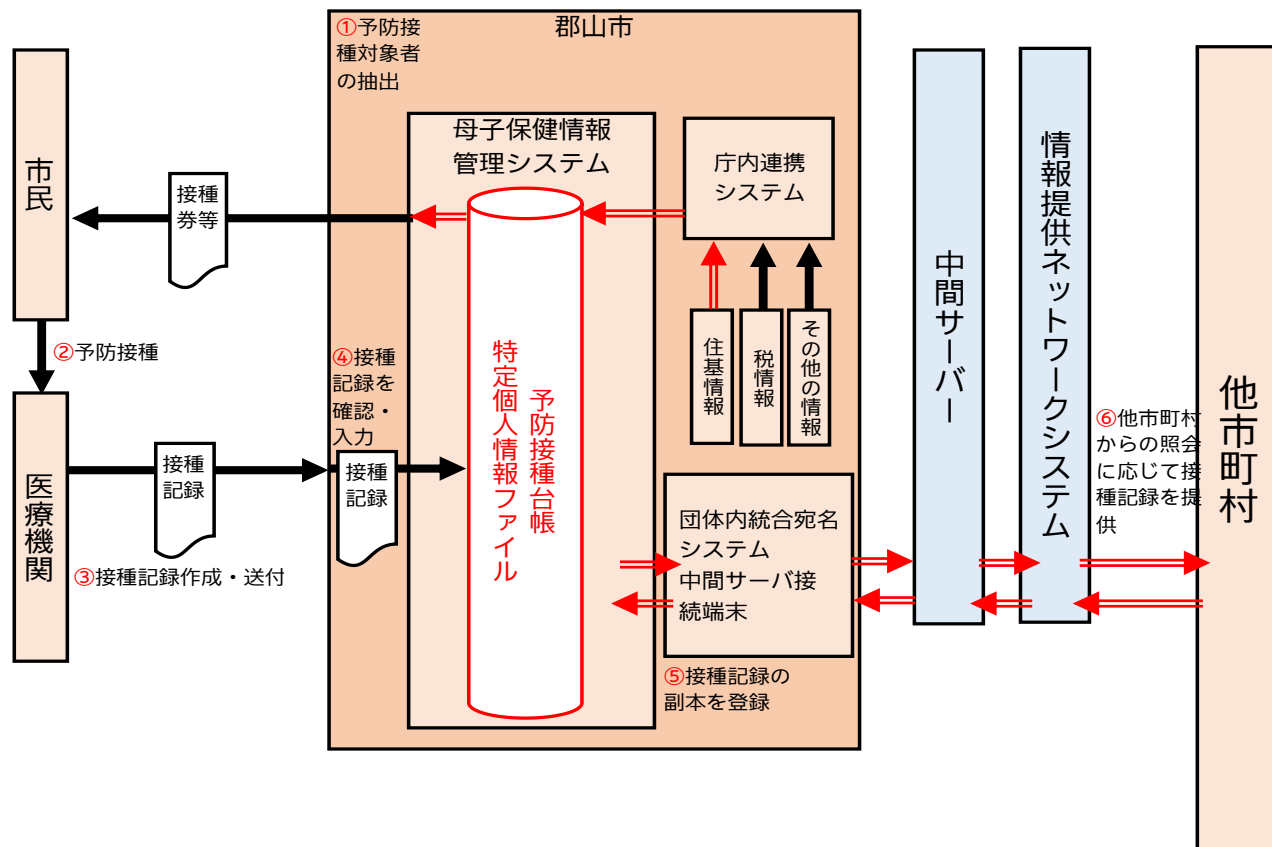
①システムの名称	庁内連携システム	
②システムの機能	・庁内の各システム間のデータの連携	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他（中間サーバ	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)(宛名システム)
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号(※1)(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバに対し返却する。 2 宛名情報等管理機能 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号(※2)と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4 各事務システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。 (※1)地方公共団体において、団体内統合宛名システムで、個人又は法人を識別するために付番されている番号を指し、地方公共団体内に閉じて用いられる固有の番号。 (※2)番号法に基づき個人に付番される「個人番号」を指す。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバ ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 各事務システム接続機能 中間サーバと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティ確保に必要な情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理(※)の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。 (※)一定期間あるいは一定量のデータを集め、一括処理する処理方法。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務における接種対象者の個人情報管理ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の対象者及び接種履歴を把握し、適正な管理・接種勧奨を行うため。 ・対象者の課税状況により、実費徴収の有無の判定を行うため。 ・健康被害が発生した場合に、給付の支給の請求や権利に係る事実についての審査又はその請求等に応答するため。
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者であることの確認及び接種履歴の管理により、未接種者勧奨が可能となり、接種率の向上につながる。 ・転出入時等における効率的な事務が可能となる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、同法別表14及び126の項、番号法主務省令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条8号に基づく主務省令 <情報照会> 番号法第19条8号に基づく主務省令25、27、28、29、153、154の項 <情報提供> 番号法第19条8号に基づく主務省令25、26、153、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健所保健・感染症課
②所属長の役職名	保健・感染症課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



凡例	
特定個人情報の流れ	==
個人情報の流れ	—

(備考)

LGWANの定義

LGWANとはLocal Government Wide Area Networkの略称で、総合行政ネットワークといいます。
 LGWANは、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用の閉域ネットワークである。

LGWANの範囲

①本市⇄他市町村、②本市⇄地方公共団体情報システム機構

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種事務における接種対象者の個人情報管理ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法に規定する接種対象者	
	その必要性	予防接種対象者を把握するとともに、接種等履歴を管理するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	法令に基づき記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年3月1日	
⑥事務担当部署	保健福祉部保健所保健・感染症課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) [☐] 行政機関・独立行政法人等 () [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [☐] 民間事業者 () [☐] その他 ()	

	[○] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()
②入手方法	
③入手の時期・頻度	・住民基本情報は日次、税情報は月次 ・転入者の予防接種記録や実費の徴収について照会が必要なとき ・予防接種健康被害救済申請の都度(請求書で入力)
④入手に係る妥当性	・庁内連携システムを利用して入手する住民基本情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認、税情報については、接種費用にかかる実費徴収の有無の判定を行うものである。 ・予防接種記録については、接種対象者が接種時の年齢、月齢に応じたスケジュールにより接種することが求められており、市町村が適切な勧奨を行うにあたり、新たに転入してきた者の転入前の接種記録を把握することは必要である。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して入手する地方税情報については、本人等からの申請を受けた都度入手する必要があり、実費徴収の有無について確認を行うものとする。 ・予防接種健康被害救済請求は、本人等からの申請によるものである。
⑤本人への明示	・本人及び代理人から入手する情報は、書面にて利用目的を明示する。 ・住民基本情報の入手については、番号法及び予防接種施行規則により明示されている。なお、平成28年12月14日付け厚生労働省事務連絡において、「予防接種記録については、本人の同意なく、市町村が他の市町村に提供できることとされており、市町村間での情報連携にあたって、その都度本人の同意を取得することは必須であるとは考えていない」とされている。 ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。
⑥使用目的 ※	接種対象者の年齢等接種要件を正確に把握するため。
変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※ 保健・感染症課、こども家庭課、各保健センター、DX戦略課(電算室) 使用者数 [100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	予防接種法に基づく、予防接種の実施(対象者への通知、予診票及び接種履歴等の管理、支払い、事故報告、副反応報告)事務
情報の突合 ※	・住民記録システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。 ・情報提供ネットワークシステムを経由する情報は、符号と団体内統合宛名で突合する。 ・個人番号を直接利用することせず、個人番号に紐づけられた別の番号を使用することで、個人番号の流出等の事故を防いでいる。
情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	予防接種費用にかかる実費徴収の有無の決定
⑨使用開始日	平成28年3月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件

[illegible]

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		郡山市で予防接種をした記録のある者					
⑥提供方法		[☐]	情報提供ネットワークシステム	[☐]	専用線		
		[☐]	電子メール	[☐]	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
		[☐]	フラッシュメモリ	[☐]	紙		
		[☐]	その他（　　　　　）				
⑦時期・頻度		情報提供依頼があったとき					
提供先2～5							
提供先6～10							
提供先11～15							
提供先16～20							
移転先1							
移転先2～5							
移転先6～10							
移転先11～15							
移転先16～20							
6. 特定個人情報の保管・消去							
①保管場所 ※		<母子保健情報管理システムにおける措置> ①母子保健情報管理システムは、ガバメントクラウドに設置する。 ②特定個人情報は、ガバメントクラウドに保存する。 <庁内連携システムにおける措置> ①庁内連携システムは、入退室管理を厳重に管理する部屋に設置したサーバ及び、ガバメントクラウドに設置する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <統合宛名システムにおける措置> ①入退室管理を厳重に管理する部屋に設置したサーバ内に設置する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。					
②保管期間		<選択肢> [5年] 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない					
その妥当性		予防接種法施行規則第3条で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上的接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。					

③消去方法	＜母子保健情報管理システム、庁内連携システム、統合宛名システムにおける措置＞ 予防接種法施行規則で定められている5年を過ぎたデータについては、郡山市母子保健情報管理システム情報セキュリティ実施手順に従い作業を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を削除することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は本市の操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名>

・整理番号 ・カナ指名 ・生年月日 ・性別 ・氏名 ・世帯番号 ・続柄 ・町名称 ・番地 ・枝番 ・郵便番号 ・住所 ・方書 ・電話番号 ・行政区 ・課税区分 ・国籍 ・中国残留邦人 ・障害者区分 ・取消区分 ・住民となった日 ・住民でなくなった日 ・最新異動 ・最新異動年月日

<予防接種>

・事業番号 ・期・回数区分 ・予防枝番 ・年度事業 ・予定連番 ・受診日 ・会場その他 ・受診種別 ・登録日 ・負担金区分 ・接種医療機関番号 ・接種医療機関その他 ・小学校区分 ・中学校区分 ・接種区分 ・Lot番号 ・接種量 ・ツ反結果区分 ・反応状態区分 ・長径 ・印刷区分 ・印刷日 ・予診医医療機関番号 ・予診医番号 ・接種医医療機関番号 ・接種医番号 ・ワクチンメーカー名コード ・備考 ・勧奨日 ・勧奨内容 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価単位 ・抗体価単位その他

<予防接種共通>

・宛名番号 ・体質的理由1 ・体質的理由2 ・接種コード ・接種回数 ・接種・予診日 ・予診フラグ ・年度 ・性別 ・接種判定 ・混合接種何種 ・接種日年齢(月齢) ・年度末年齢 ・接種日年齢(日齢) ・対象外判定 ・請求日(月) ・接種地区CD ・接種会場 ・実施医療機関 ・医師 ・所属 ・Lot.No ・接種量 ・特記事項 ・請求対象 ・集計対象外 ・長期療養特例フラグ ・B型肝炎H2810以降任意接種者

<ツ反項目>

・判定年月日 ・反応 ・反応サイズ(mm) ・判定

<BCG項目>

・針痕の有無 ・針痕数 ・針痕数の理由 ・10ヶ月医療機関コード ・10ヶ月医療機関

<生ポリオ項目>

・集団フラグ

<DT/HPV/日本脳炎用項目>

・学校名

<日本脳炎項目>

・新ワクチンフラグ ・行政措置

<予防接種ワクチン>

・接種コード ・Lot.No ・ワクチン名 ・検定合格日 ・有効年月日 ・製薬会社名

<高齢者インフルエンザ>

・西暦年度 ・接種日 ・接種日年齢 ・年度末年齢 ・基準日年齢 ・受診時国保区分 ・請求日(月) ・実施医療機関 ・接種番号 ・接種会場 ・問診医 ・接種医 ・接種判定 ・Lot.No ・接種量 ・実費徴収区分 ・接種済証交付有無 ・65歳未満接種理由 ・未接種理由 ・特記事項

<高齢者肺炎球菌>

・西暦年度 ・接種日 ・請求日(月) ・長期療養特例フラグ ・免除者該当フラグ ・接種地区CD ・接種判定 ・実施医療機関 ・医師 ・Lot.No ・接種量 ・特記事項 ・請求対象 ・集計対象外 ・接種日年齢 ・年度末年齢 ・基準日年齢 ・回数

<風しん第5期>

・西暦年度 ・実施日 ・クーポン ・実施区分 ・接種(実施)判定 ・実施医療機関 ・接種(実施)医 ・医師名 ・抗体検査方法 ・抗体価 ・抗体価範囲 ・抗体価単位 ・抗体検査判定結果 ・抗体検査番号 ・Lot.No ・接種量 ・特記事項 ・対象外判定 ・請求日(月) ・接種日年齢 ・年度末年齢 ・基準日年齢

<風しん抗体検査>

・西暦年度 ・受診日 ・結果説明日 ・請求日(月) ・実施医療機関 ・検査地区CD ・医療機関 ・医師 ・検診方法 ・検査結果 ・検査結果数値 ・検査結果区分 ・判定 ・備考 ・転入前検査済 ・請求対象 ・請求対象外 ・長期療養特例フラグ

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目/3回目/4回目/5回目/6回目/7回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務における接種対象者の個人情報管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムにより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関において、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により接種の対象者であることを確認するよう、郡山市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のシステムへの入力の際には、1人につき1つ付番されている宛名番号で対象者のみを絞り込む。もしくは、カナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを絞り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、不容易な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・移転を受ける情報は、予防接種対象者及び履歴を管理するのに必要な情報のみに限定する。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、システムを利用する必要がある職員に対して個人ごとにID・パスワードを設定し、アクセスログを取得することで、定期的に点検することを可能とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関において、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により接種の対象者であることを確認するよう、郡山市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のシステムへの入力の際には、宛名番号またはカナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを絞り込む。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、真正性は担保されている。 ・窓口で個人番号カードの提示を求め、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、限られた担当者が行い、入力内容に誤りのないよう十分注意して行い、入力後、入力内容に誤りがないかダブルチェックする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。 ・個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・専用のネットワーク回線を利用することで、外部への漏えいリスクを低減している。 ・提出された予診票については、全件数を確認し、施錠された部屋に保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から予防接種情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他業務からアクセスされる、予防接種情報と特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・母子保健情報管理システムを利用する必要がある職員、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員ごとに、所属長が業務に必要なアクセス権を付与し、利用可能な機能を制限している。 ・母子保健情報管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限は、特定の部署での管理を行い、登録/変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 ・人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、保健所職員が定期的に確認し、特定の職員が不要となったIDや権限を変更または削除し、アクセス権限の失効管理を適切に行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理しており、母子保健情報管理システムへのユーザーIDごとのアクセス権限については、保健所職員が管理を行っている。 ・ユーザーIDやアクセス権限については、保健所職員が定期的に確認し、不要となったIDや権限を変更または削除する。

特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・母子保健情報管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで記録している。) ・監査証跡として、使用した職員と使用した端末、日時、使用の目的と事務、紹介した個人の特定等を記録している。 ・自動実行等による処理(副本データの作成や連携等)についても、同様に監査証跡の記録を行っている。 ・監査証跡は、連携失敗等のエラー発生時の原因調査・特定で必要になることもあるため、予防接種情報ファイルの保管期間にあわせて最低5年間は保管し、削除については本市の判断において委託業者に適宜削除依頼をし、実施してもらう。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		・他市区町村や行政機関において住民等の情報を事務外の目的で閲覧していたり、漏えい事故を起こしたケースについての新聞記事等を職場で共有し注意喚起を行っている。 ・個人や他市区町村、関係機関からの問い合わせへの対応方法を共有し、注意喚起を行っている。 ・アクセスログを管理していることを周知し、事務外利用を防止している。 ・新規任用者には個人情報の取り扱いについての研修に参加させ、事務外利用の禁止を徹底している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容		・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはガバメントクラウド内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持ち出しできないよう制御している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない			
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認		・委託先の社会的信用と能力を確認して選定する(業務実績、プライバシーマークの取得状況、ISMSの認証取得等)。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適宜確認する。 ・個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置について確認する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め、実地調査を行うことができる。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限		[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
	具体的な制限方法	・委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業者場所届」を提出させている。 ・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・業務に従事する者は必要最小限の数に留めることとしている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	・委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等のログ監視を行っており、利用履歴の参照も職員と同等の確認を行うことができる。また、予防接種法に基づき、特定個人情報を含む接種記録のデータについては5年間保存する。	

特定個人情報の提供ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		・本市の指示または書面による承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために提供してはいけなくと契約書に明記する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法		・委託業者は、本市より個人情報が記録された資料の提示を受ける場合は、本市にその個人情報の内容、媒体及び数量を記載した書類を提出する。 ・必要があると認められる際は委託先に対し報告を求め実地調査を行うことができる。		
特定個人情報の消去ルール		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法		・委託業者は、業務完了後直ちに本市へ個人情報を返還する。また、本市に必要がある場合は、業務完了時以外でも個人情報の返還を求められる。 ・委託業者は、本市へ返還する特定個人情報以外は業務完了後直ちに廃棄又は消去する。その際に、書面による報告を求めることとする。 ・必要があると認められる際には、実地調査を行うことができる。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容		・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を第三者に提供しないこと ・利用するユーザーIDを権限のない第三者に貸与しないこと ・利用するユーザーIDを権限のない第三者に利用されないよう定期的にパスワードを変更すること ・個人情報の確認状況を随時委託先の視察、監査又は必要な報告を求めることができること ・個人情報の改ざん、盗用等の防止について措置を講じること ・個人情報の適切な管理(運搬方法、保管場所)のために必要な措置を講じること ・本市の書面による承諾がある場合を除き、個人情報資料の複写、複製をしないこと ・個人情報の適切な取扱いについて、受持者に対し監督及び教育を行うこと		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法		・原則再委託は禁止している ・再委託を認める場合は、委託業者と再委託業者の間で、個人情報の取扱いについて定めた個人情報取扱特記事項を準用することとする。 ・再委託業者も委託業者と同様に個人情報に関する誓約書を提出する。		
その他の措置の内容		—		
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
—				
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない				
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録		[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法				
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法				
その他の措置の内容				

リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜母子保健情報管理システムにおける措置＞ 番号法により認められた範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、職員の理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、目的外利用の禁止を徹底する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不正な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び紹介した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[	十分である	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> ・統合宛名システムは自機関向けの中間サーバとだけ通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を担保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとなっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<母子保健情報管理システムにおける措置> 番号法により認められた機関以外からの要求以外は、受け付けない制御をする。 また、情報提供の記録(提供が認められなかった場合はその記録)を残す。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報紹介者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不正な接続端末の操作やオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本市における措置> ・母子保健情報管理システムと情報提供ネットワークシステムとは定められたネットワークを利用し、外部からの不正アクセスができない仕組みとする。(インターネットとは切り離されて管理されている) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・連携システムの十分な検証を実施し、正確に提供・移転が行われるようにする。 ・連携システムには、あらかじめ許可された提供・移転先のみ接続されており、誤った相手に情報の提供・移転が行われないことをシステム上で担保する。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策 具体的な対策の内容	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない <本市における措置> ・データセンターにて特定個人情報を保管しており、監視設備としてセキュリティゲートにて監視カメラを設置し、入退館管理を24時間有人監視している。 ・建物内のうち、さらにサーバ室の出入り口を限定し、入退室管理を行っている部屋に設置されたサーバー内に保管している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバ室への入室を行う際は、警備室などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ・LGWAN 接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない <本市における措置> ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・個人番号利用事務系がLGWAN接続系及びインターネット接続系ネットワークから分離されている。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		☐ 発生あり ☐ 発生なし	
その内容	①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を送付したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。		
	①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数人でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。		
⑩死者の個人番号	☐ 保管している ☐ 保管していない		
具体的な保管方法	生存者の個人情報と同様の方法にて安全管理措置を実施している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分でない		
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、日次処理で母子保健情報管理システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。 ・本市に住民を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・LGWAN 接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。		
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分でない		
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			

消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、情報提供NWSを使用した記録は7年、予防接種法で定められた5年間を過ぎたデータについては、本市の判断において適宜削除を行う。 ・例外として、連携不備の懸念があった場合は、原因調査・特定のため、保管期間を延長する。 ・特定個人情報の削除時には、削除後データに過不足のないように、削除記録を残す。 ・磁気ディスクの廃棄時は、保護管理者の許可を得て、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、復元不可能な方法により削除又は廃棄を行う。また、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 ・LGWAN 接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付 電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	<本市における措置> ・定期的(年に1回以上)に、評価書の記載内容どおりの運用がなされていることを所属内において自己点検を実施し、運用状況を確認することとする。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	<本市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点における自己監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善することとしている。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理装置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な方法	<本市における措置> 情報セキュリティ担当部署が次の教育・啓発を行っている。 ・情報セキュリティ対策通知 ・情報セキュリティ対策遵守徹底事項カード配布 ・個人情報保護・情報セキュリティハンドブックによる自己啓発 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規制等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 受付窓口:政策開発部広聴広報課(市政情報センター)024-924-3511
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 開示方法として「写しの交付」を行う場合は、写し作成費用の負担が必要。郵送の場合は、郵便料が必要。) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	母子保健情報管理システム
公表場所	政策開発部広聴広報課(市政情報センター)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号963-8024 郡山市朝日二丁目15番1号 受付窓口:保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症・予防接種係 024-924-2163
②対応方法	問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年2月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる意見聴取を実施。 パブリックコメントの実施に際しては、市ウェブサイト及び市内公共施設にて閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年7月15日(金)～令和4年8月15日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年11月4日(金)～令和4年11月21日(月)
②方法	郡山市個人情報保護審議会による第三者点検
③結果	「予防接種事務」を対象とする特定個人情報保護評価の実施は、「特定個人情報保護評価指針」に定める手続等に適合し、当該評価の内容は同指針に定める目的等に照らして妥当と認められる。との意見を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅰ 基本情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」の記載内容		(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅰ 基本情報」-「2 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム」において使用するシステム」		(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅰ 基本情報」-「5 個人番号の利用」		(内容追記) ・番号法第9条第1項10、93の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	(別添1)事務の内容		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「③入手の時期・頻度」		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「④ 入手に係る妥当性」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤ 本人への明示」		(内容追記) ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより電子申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」-「情報の突合」		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」-「情報の統計分析」	個人を特定する統計は行わない。	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 委託の有無」-「委託事項2」		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供移転の有無」-「提供を行っている件数」	1件	2件	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「5特定個人情報の提供・移転」		(新設)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) - 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6特定個人情報の保管・消去」-「③消去方法」		<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて 消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 <ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係> ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「リスク1」		(内容追記) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手する。その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日			④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号の入手は、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとする。さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助アプリケーション)と暗証番号入力(券面事項入力補助アプリケーションの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係> ・実務担当者及び住民に対して、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。		
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「リスク2」及び「リスク3」		(内容追記) 「リスク2」<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 「リスク3」<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助アプリケーション)と暗証番号入力(券面事項入力補助アプリケーションの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助アプリケーションを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助アプリケーションから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「リスク4」		(内容追記) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク1」-「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「ユーザ認証の管理」-「具体的な管理方法」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した、本業務に携わる者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「アクセス権限の発効・失効の管理」-「具体的な管理方法」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した本業務に携わる者に限定して発行される。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「特定個人情報の使用の記録」-「具体的な方法」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク4」-「リスクに対する措置の内容」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体記録簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 郡山市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・移転」-「リスク1」-「特定個人情報の提供・移転の記録」-「具体的な方法」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。VRS上のログとして管理し、7年間保存する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・移転」-「リスク2」-「リスクに対する措置の内容」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・移転」-「リスク3」-「リスクに対する措置の内容」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 ・郡山市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・移転」-「特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)」におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、郡山市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容追記) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報をきろくしないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅳその他のリスク対策」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅳその他のリスク対策」-「②監査」-「具体的な内容」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に従い監査する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	「Ⅳその他のリスク対策」-「2 従業者に対する教育・啓発」-「具体的な方法」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。また、違反行為をした従業者に対する処置については、郡山市個人情報保護条例の規定により対応することとする。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月11日	「Ⅳその他のリスク対策」-「3 その他のリスク対策」		(内容追記) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年3月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」③入手の時期・頻度、④入手に係る妥当性、⑧使用方法(情報の突合)、(別添2)特定個人情報ファイル記録項目、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・転移(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-」「リスク2:不適切な方法で提供・転移が行われるリスク」、「リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク」		(内容追記) 他市町村への接種記録照会の運用に係る内容を一部修正。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅰ基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「②システムの機能」		(内容追記) コンビニ交付の実施について追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	(別添1)事務の内容		(内容追記) 予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」		(内容追記) コンビニエンスストア等のキオスク端末、証明書交付センターシステムを追記する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤ 本人への明示」		(内容追記) コンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合を追記する。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いファイルの委託」-「委託事項」		(内容追記) コンビニ交付関連機能の追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いファイルの委託」-「① 委託内容」		(内容追記) コンビニ交付関連機能の追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いファイルの委託」-「② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲」-「その妥当性」		(内容追記) コンビニ交付関連機能の追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いファイルの委託」-「④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」		(内容追記) コンビニ交付関連機能の追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「① 保管場所」		(内容追記) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」 「リスク1: 目的外の入手が行われるリスク」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」、 「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」		(内容追記) コンビニ交付を追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」 「リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」		(内容追記) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」 「リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-「入手の際の本人確認の措置の内容」		(内容追記) コンビニ交付を追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」 「リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」-「特定個人情報の正確性確保の措置の内容」		(内容追記) コンビニ交付、証明書交付センターシステムの文言をそれぞれ追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-」 「リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク」-「リスクに対する措置の内容」		(内容追記) 通信回線及び通信の情報漏洩対策を記載。また、キオスク端末でのマイナンバーカード及び証明書取り忘れ防止対策について記載。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」		(内容追記) コンビニ交付関連機能の追記。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月9日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容追加) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・通信回線及び通信の情報漏洩対策を記載。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和7年2月28日	「Ⅰ 基本情報」-「1特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」の記載内容	郡山市は、定期の予防接種及び新型コロナウイルスエンザ等の予防接種(以下「予防接種」という。)の実施事務に関し、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種の実施対象者の把握、通知(郵便等によるほか、マイナポータルのお知らせ機能を利用) ・予防接種の予診票及び接種履歴等の管理 ・予防接種の支払いに関する事務 ・予防接種の事故報告に関する事務 ・予防接種の副反応報告に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	郡山市は、定期の予防接種及び新型コロナウイルスエンザ等の予防接種(以下「予防接種」という。)の実施事務に関し、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種の実施対象者の把握、通知(郵便等によるほか、マイナポータルのお知らせ機能を利用) ・予防接種の予診票及び接種履歴等の管理 ・予防接種の支払いに関する事務 ・予防接種の事故報告に関する事務 ・予防接種の副反応報告に関する事務	事後	
令和7年2月28日	「Ⅰ 基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」		(内容削除) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して削除	事後	
令和7年2月28日	「Ⅰ 基本情報」-「5. 個人番号の利用」	・番号法第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、同法別表14及び126の項、番号法主務省令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年2月28日	「Ⅰ 基本情報」-「6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」-「②法令上の根拠」	<情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2項、第17項、第18項、第19項、第115の2項 <情報提供> 番号法第19条第8号、別表第二の第16の2項、第16の3項、第115の2項	番号法第19条第8号、番号法第19条8号に基づく主務省令 <情報照会> 番号法第19条8号に基づく主務省令第25、27、28、29、153、154の項 <情報提供> 番号法第19条8号に基づく主務省令第25、26、153、154の項	事後	
令和7年2月28日	(別添1)事務の内容		一部削除	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」-「その他」		ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム、サービス検索・電子申請機能)の削除	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「③入手の時期・頻度」		(内容削除) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「④入手に係る妥当性」		(内容削除) <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤ 本人への明示」		(内容削除) ・ 当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・ 接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・ 電子交付アプリにより電子申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑦ 使用の主体」	保健・感染症課、こども家庭支援課、各行政センター、DX戦略課(電算室)	保健・感染症課、こども家庭課、各保健センター、DX戦略課(電算室)	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ 当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・ 当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」-「情報の突合」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑧ 使用方法」-「情報の統計分析」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託の有無」	2件	1件	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4 委託の有無」-「委託事項2」		(削除)	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供移転の有無」-「提供を行っている件数」	2件	1件	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供移転の有無」-「提供先1」-「①法令上の根拠」	番号法第19条第8号別表第二16の2、16の3、115の2	番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令25、26、153、154	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ ファイルの概要」-「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」-「提供先2」		(削除)	事後	
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「① 保管場所」		(内容削除) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・ 論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・ サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 ・ サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係＞ ・ システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・ 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「① 保管場所」		(内容削除) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 (内容削除) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係＞ ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	
令和7年2月28日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	・中国残留孤児	・中国残留邦人 (内容削除) ワクチン接種記録システム(VRS)に関して追記	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手」-「リスク1」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容」	・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。	・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。 (内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得する。さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手する。その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	
令和7年2月28日			④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のための個人番号の入手は、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとする。さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助アプリケーション)と暗証番号入力(券面事項入力補助アプリケーションの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)の予防接種証明書に係る電子申請関係＞ ・実務担当者及び住民に対して、マニュアルやweb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手」-「リスク1」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容」		(内容削除) ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「リスク2」及び「リスク3」		(内容削除) 「リスク2」<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が発信されることを避ける。 「リスク3」<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助アプリケーション)と暗証番号入力(券面事項入力補助アプリケーションの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・券面入力補助アプリケーションを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助アプリケーションから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-「リスク4」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)」におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク1」-「事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「ユーザ認証の管理」-「具体的な管理方法」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した本業務に携わる者に限定して発行される。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「アクセス権限の発効・失効の管理」-「具体的な管理方法」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した本業務に携わる者に限定して発行される。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク2」-「特定個人情報の使用の記録」-「具体的な方法」		(内容削除) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「リスク4」-「リスクに対する措置の内容」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体記録簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-「特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「情報保護管理体制の確認」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 郡山市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「5特定個人情報の提供・移転」		提供・移転しないへ変更	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	(※2) 番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法第19条8号に基づく主務省令及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑤物理的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容削除) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外の者は開錠できない。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容削除) ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容削除) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅳその他のリスク対策」-「①自己点検」-「具体的なチェック方法」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅳその他のリスク対策」-「②監査」-「具体的な内容」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に従い監査する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅳその他のリスク対策」-「2 従業者に対する教育・啓発」-「具体的な方法」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。また、違反行為をした従業者に対する処置については、郡山市個人情報保護条例の規定により対応することとする。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅳその他のリスク対策」-「3 その他のリスク対策」		(内容削除) ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和7年2月28日	「Ⅴ開示請求、問合せ」-「1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表」-「個人情報ファイル名」		(内容追記) 母子保健情報管理システム	事後	
令和7年2月28日	「Ⅴ開示請求、問合せ」-「1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」-「④個人情報ファイル簿の公表」-「公表場所」		(内容追記) 政策開発部広聴広報課(市政情報センター)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	「Ⅴ開示請求、問合せ」-「2特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」-「①連絡先」	保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症係	保健福祉部保健所保健・感染症課 感染症・予防接種係	事後	
令和7年3月21日	「Ⅰ基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「①システムの名称」	共通基盤システム(庁内連携システム)	庁内連携システム	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅰ基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム2」-「②システムの機能」	1 情報連携テーブル(※)格納機能 各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 2 情報連携テーブル修正機能 各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を、連携用テーブルに格納する。 3 情報連携テーブル参照機能 各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携テーブルを参照する。 (※)データベースの種類ごとの単位。	・庁内の各システム間のデータの連携	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	(別添1)事務の内容		共通基盤システムの名称変更	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」		(選択追加) 情報提供ネットワークシステム	事前	方法追加による修正
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4委託の有無」-「委託事項1」	母子保健情報管理システムの運用保持及び制度改正に伴う改修業務	母子保健情報管理システムの運用保守及び制度改正に伴う改修業務	事前	誤字修正
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4委託の有無」-「委託事項1」-「①委託内容」	母子保健情報管理システムの運用・保守業務	母子保健情報管理システムの運用・保守業務、障害復旧作業及び改修作業、ガバメントクラウドへのシステム構築・データ移行等	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項1」-「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」	その他(データセンターへ格納)	専用線	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「⑤委託先名の確認方法」	郡山市情報公開条例	郡山市情報公開条例に基づき、市政情報センターへ開示請求	事前	手続き内容の追記
令和7年3月21日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「6特定個人情報の保管・消去」-「①保管場所」	<母子保健情報管理システム、共通基盤システム、統合宛名システムにおける措置> ・入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> 令和8年1月からの運用 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。	<母子保健情報管理システムにおける措置> ①母子保健情報管理システムは、ガバメントクラウドに設置する。 ②特定個人情報、ガバメントクラウドに保存する。 <庁内連携システムにおける措置> ①庁内連携システムは、入退室管理を厳重に管理する部屋に設置したサーバ及び、ガバメントクラウドに設置する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <統合宛名システムにおける措置> ①入退室管理を厳重に管理する部屋に設置したサーバ内に設置する。 ②サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「② 保管期間」-「その妥当性」	予防接種法施行令第6条の2で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上の接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。	予防接種法施行規則第3条で5年間保存しなければならないとされているが、予防接種は5年以上の接種期間中に同じワクチンを複数回接種するものもあり、残りの接種回数等、正確な接種状況の把握のため、5年経過後も保管する必要がある。	事前	根拠法令の修正
令和7年3月21日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」-「③ 消去方法」	＜母子保健情報管理システム、共通基盤システム、統合宛名システムにおける措置＞ 予防接種法で定められている5年を過ぎたデータについては、郡山市母子保健情報管理システム情報セキュリティ実施手順に従い作業を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を削除することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜母子保健情報管理システム、庁内連携システム、統合宛名システムにおける措置＞ 予防接種法施行規則で定められている5年を過ぎたデータについては、郡山市母子保健情報管理システム情報セキュリティ実施手順に従い作業を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を削除することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① 特定個人情報の消去は本市の操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③ 既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「2 特定個人情報の入手」-「リスク1」-「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムにより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関において、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により接種の対象者であることを確認するよう、郡山市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のシステムへの入力の際には、1人につき1つ付番されている宛名番号で対象者のみを絞り込む。もしくは、カナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを絞り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、容易な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。	・最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムにより情報の移転を受けており、窓口や電話では、身分証明書の提示や氏名＋生年月日などの2情報以上の聞き取りで検索を行い、対象者であることを確認している。 ・予防接種を委託している実施医療機関において、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により接種の対象者であることを確認するよう、郡山市予防接種実施要領等で定めている。 ・予防接種のシステムへの入力の際には、1人につき1つ付番されている宛名番号で対象者のみを絞り込む。もしくは、カナ＋生年月日の2情報の組み合わせでマッチングを行い、対象者のみを絞り込む。 ・個人番号の管理画面以外の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、容易な閲覧が行われないようにする。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、「郡山市情報セキュリティ要綱」に準ずる。	事前	誤字修正
令和7年3月21日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「3 特定個人情報の使用」-「リスク4」-「リスクに対する措置の内容」	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータは、データセンター内のサーバー内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持ち出しできないよう制御している。	・事務端末には特定個人情報ファイルが複製されない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータはガバメントクラウド内に管理し、権限を持った者のみアクセスを許可している。 ・システム操作からデータが持ち出しできないよう制御している。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」-「具体的な制限方法」	・委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業者場所届」を提出させている。 ・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・業務に従事する者は必要最小限の者に留めることとしている。	・委託業者に対し、個人情報保護に関する誓約書及び「個人情報保護管理者届及び委託業者場所届」を提出させている。 ・誓約書の提出があったものに対してのみ、システム操作の権限を与えている。 ・業務に従事する者は必要最小限の者に留めることとしている。	事前	誤字修正
令和7年3月21日	「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7 特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑤ 物理的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ① ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ② 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑥技術的対策」-「具体的な対策の内容」		(内容追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」	発生なし	発生あり	事前	事案発生による修正
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」-「その内容」		(内容追記) ①令和5年9月、委託先から派遣された当市マイナンバーカード申請窓口等の業務に従事する者が、市役所窓口において、マイナンバーカードの再申請を行った住民1名の氏名・生年月日・連絡先を私的利用目的でメモし、その後私的な連絡のやり取り及び直接面会を行ったことが令和6年3月に発覚。 ②令和6年3月、市内認可保育施設34施設と運営法人4か所の計38か所へ、令和5年度障害児保育補助金についての事務連絡を送信。その際、宛先設定のあるメールを再利用し、古い添付データ(氏名、生年月日、障害手帳の交付の有無が記載された3名分の名簿)を削除せず送信。 ③令和6年11月、市が主催する事業において、受託事業者及び再委託先事業者が、本市宛てに電子メールを送信する際、そのメールアドレスが誤っていたことが判明。このメールには、516件の個人情報が記載されたデータが添付されていた。 ④令和6年11月、市が主催する事業において、当該事業を受託した受託事業者から再委託を受けた再委託先事業者が使用する、再委託先事業者のサーバー管理事業者が使用するサーバーが、ランサムウェアの被害を受けていることが発覚。サーバー内には当該事業参加申込者の個人情報1,513件が含まれていた。 ⑤令和6年12月、3歳児健康診査精密検査の受診に係る文書を発送したところ、2件の間で文書の誤封入が発生。	事前	事案発生による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク1」-「⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」-「再発防止策の内容」		(内容追記) ①委託先から提出された教育実施報告の適正性を確認し、契約に基づく指示・監督の徹底。毎月1回、業務責任者が抜き打ちで個人情報の取り扱い手順が運用どおりに行われているかチェック表で確認し、結果を市に報告することとした。 ②原則、過去のメールの再利用を禁止し、個人情報が含まれるメールを送信する際には、送信前に内容を複数名でチェックし、実行することとした。なお、個人情報を取り扱う際の職員の意識について、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努める。 ③メールの取扱いに係る情報セキュリティ対策基準に基づいた適正な管理を徹底。委託先に対し、原因分析を行うとともに、複数人による二重チェックを徹底するなど、適正な個人情報の取扱いを徹底するよう指導。 ④委託先事業者に対し、情報セキュリティ対策等の周知、徹底を図ることについて指導するとともに、受託事業者、再委託先事業者に対しても情報セキュリティ対策等の安全管理措置が講ぜられていることの確認及び徹底を指導し、適正な事務処理と再発防止に努める。 ⑤文書封入時は特に慎重に確認作業を行うよう係員への注意喚起を実施。文書を送付する際の複数の職員での確認の徹底及び確認方法の手順の明文化を図る。	事前	事案発生による修正
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク1:目的外の入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	(※2)番号法第19条8号に基づく主務省令及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法の規定に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	法改正に伴う修正
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク2:安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。	事前	誤字修正
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「6情報提供ネットワークシステムとの接続」-「リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク」-「リスクに対する措置の内容」	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	誤字修正
令和7年3月21日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-「リスク3」-「消去手順」-「手順の内容」		(内容追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅳその他のリスク対策」-「②監査」-「具体的内容」		(内容追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応
令和7年3月21日	「Ⅳその他のリスク対策」-「3その他のリスク対策」		(内容追記) ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドの導入による対応